

時間外加算の自己負担のお知らせ

時間外受診の際、軽症受診の方には

初再診料の時間外加算を自己負担して

いただくようになりました。(平成21年4月1日から)

市立総合病院では診療時間(平日の午前8時15分から午後5時まで)以外の時間帯に受診された方のうちで、比較的軽症の方につきましては、初再診料の時間外加算分を全額自費でお支払いただくことになりました。

本制度の対象となる患者さんは、緊急の受診の必要性はないが患者さん自己の都合により時間外診察を希望した場合に限られ、緊急やむを得ない事情による時間外の受診については従来どおり保険診療の時間外加算の対象となり、患者さんへの自費請求は行いません。

他の診療費(投薬、注射、検査、放射線、処置など)については、それぞれの保険診療による請求となります。

また、他の医療機関等から紹介なしに当院へ直接来院された場合には、初診に係る費用として別に1,050円(特定初診料)を請求させていただいています。(平成9年7月開始)

当院では、これまで「一次救急(比較的軽症な病気の治療)」と「二次救急(緊急な治療や入院の必要な重症患者の治療)」の双方を担ってきましたが、比較的症状の軽い患者さんも多く、重症患者さんの治療に支障をきたす恐れがありました。

救急医療の適正利用について、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

時間外選定療養費

区分	受付時間	消費税込	
		初診時	再診時
時間外	平日 午前8時～8時15分 / 午後5時～6時	850円	650円
	土曜日 午前8時～12時	(260円)	(200円)
時間外特例	平日 午前6時～8時 / 午後6時～10時	2,300円	1,800円
	土曜日 午前6時～8時 / 午後0時～10時	(690円)	(540円)
休日	日曜日・祝日・年末年始 午前6時～午後10時	2,500円 (750円)	1,900円 (570円)
深夜	平日、休日を問わず 午後10時～翌朝の午前6時	4,800円 (1,440円)	4,200円 (1,260円)

()内 = 保険診療3割負担の場合

初診に係る選定療養費(特定初診料) 1,050円(消費税込)

計算方法

初再診料 (保険)	+	時間外選 定療養費	+	特定初診 料(1,050円)	+	その他の保険診療分 (投薬、注射、検査、放射線、処置など)	=	合計 金額
--------------	---	--------------	---	-------------------	---	----------------------------------	---	----------

問い合わせ先 菊川市立総合病院医事課

35 - 2135